

## 微小電位測定システム保守業務委託仕様書

### 1 目的

本件は、微小電位測定システム保守業務について、専門的な知識と技能を有する受注者に委託することにより、医療機器の機能を適切に維持管理し、もって市立病院における患者サービスの一層の向上に寄与することを目的とする。

### 2 委託期間

令和8年4月1日から令和9年3月31日まで

### 3 履行場所

川崎市川崎区新川通12-1 川崎市立川崎病院

### 4 保守業務対象機器

ALPHA OMEGA 微小電位測定システム メドトロニック製 1式

### 5 受注者が備える条件

- (1) 受託業務の責任者として、相当な知識を有し、医療器械の保守点検業務に関し、3年以上の経験を有する者を有すること。
- (2) 従事者として、医療器械の保守点検業務を行うために必要な知識及び技能を有する者を有すること。
- (3) 次の事項を記載した標準作業書を常備し、従事者に周知していること。
  - ア 保守点検の方法
  - イ 点検記録
- (4) 次に掲げる事項を記載した業務案内書を常備していること。
  - ア 保守点検の方法
  - イ 故障時の連絡先及び対応方法
  - ウ 業務の管理体制
- (5) 従事者に対して、適切な研修を実施していること。

### 6 保守内容

(1) 定期点検

定期点検については、契約期間内に1回と定め、次の点検項目に基づき行う。

- ア 外見診断
- イ 動作確認
- ウ 内部検査
- エ 消耗品交換

作業は、平日9時～17時の間とし、発注者が指示した日時に点検を行うこととする。

(2) 障害対応業務

機器が故障したときは、速やかに機能を回復させること。なお、保守サービスは、原則土日祝日を除く9時から17時30分の対応とする。

(3) その他

ア 機器の状態により、部品交換が必要な場合のほか、消耗品、劣化部品等の交換が必要となった場合でも、費用は本委託に含まれるものとする。

イ 定期点検の際は、代替機を準備し、医療提供に支障がないようにすることとする。なお、代替機の費用については、本委託に含まれるものとする。ただし、対象装置を返却後、代替機の返却が1か月を超えた場合には、費用について別途請求するものとする。

7 点検報告

定期点検・障害対応業務を完了したときは、報告書をもって確認を受けること。

8 その他

(1) 本仕様書に記載のない事項に関して、疑義が生じた場合には、双方協議のうえ決定する。

(2) 保守料の支払いについては、契約期間完了後に発注者の指定様式を用いて支払う。